

小美玉市立羽鳥小学校いじめ防止基本方針

平成25年12月1日策定

令和6年4月19日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

つまり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力をして、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ・いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
 - ・他者との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心情を高めるために、道徳の時間等を活用して心と心の連携を図る。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 一人一人が活動できる学習活動
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ・はとりっこタイム（ロング昼休み）での異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習のプリントの工夫
 - ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
SCの指導のもと、ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人の思いや考えの違いに気付かせたり、他者から認められる自分の存在を感じさせたりすることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

- ③ 安心して自分を表現できる年間指導計画の作成
年間指導計画における活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流を行うことでコミュニケーションを育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。
- ⑤ 実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
 - ② 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生徒指導委員会（職員集会）の場において気付いた事を共有し、より大勢の目で該当児童を見守る。
 - ③ 「学校生活アンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
 - ④ 12月を「教育相談月間」とし、11～12月にかけて、担任が全児童と教育相談を行う。
 - ⑤ 「はとりっ子オンライン相談窓口」を設置することにより、不安や悩みを抱える児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりをする。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が共通理解のもと、問題の解決にあたる。
 - ① 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ② いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ③ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめてる側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
 - ④ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
 - ⑤ 学校内だけでなく各種団体や専門家（SC、SSW、適応指導教室など）と連携・協力して、いじめられている児童の心のケアや問題の解決にあたる。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み
 - ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」「チャイルドライン」「子どもの人権 110 番」「こころのほっとチャット」などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 学校内の組織
 - ① 「生徒指導委員会（職員集会）」
週1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通理解・共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC、SSW によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長、教頭に報告する。また、状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態として扱う際の判断基準

以下の項目が該当する場合を重大事態と判断する。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(2) 市教育委員会への報告

以下の項目を報告する。

- ① 被害児童の氏名・学年・性別
- ② 欠席期間・その他児童の状況
- ③ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

(3) 調査主体の判断

市教育委員会において調査主体を判断する。

(4) 調査組織の設置

市教育委員会が、調査組織や調査組織の構成員を決定する。学校が調査主体になる場合は、4(2)の組織に当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

(5) 調査の実施

学校が調査主体になる場合は以下の項目で聴き取り調査を実施する。

- ① 対象者 当該児童、保護者、教職員、関係する児童
- ② 聴取内容
 - ア いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
 - イ いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったのか
 - ウ 学校・教職員のこれまでの指導経緯

(6) 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

重大事態の発生から、1か月程度を目途に、聴取した内容（不登校の児童への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などには、その旨も記載）を書面にとりまとめる。調査期間中に当該児童が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容を取りまとめて市長に報告する。

また、聴取した内容を踏まえて、当該児童が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。

(7) 当該児童・保護者への情報の適切な提供

聴取結果及び今後の支援方策について、当該児童及び保護者に説明する。また、希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。

(8) 聴取の結果を市長に報告

聴取の結果を様式①の書面にて市長に報告する。

<様式①>

- 1 当該児童
(学校名)
(学年・学級・性別)
(氏名)
- 2 欠席期間・当該児童の状況
- 3 調査の概要
(調査期間)
(調査組織)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性)
- 4 聴取内容
 - ① 当該児童・保護者
 - ② 教職員
 - ③ 関係する児童・保護者
 - ④ その他
- 5 今後の当該児童への支援方策

6 いじめ問題に対する取組に関する評価計画

月	内 容	方 法	
4	保護者の教育相談	4月下旬	保護者との二者面談(希望)
5	児童の意識調査(1)	5月初め	生活アンケート(いじめ)
6	児童の意識調査(2)	6月初め	生活アンケート(いじめ)
7	児童の意識調査(3)	7月初め	生活アンケート(いじめ)
	保護者・児童の意識調査	7月初旬	アンケート(学校生活)
	保護者の教育相談	夏期休業中	保護者との二者面談
9	児童の意識調査(4)	9月初め	生活アンケート(いじめ)
10	児童の意識調査(5)	10月初め	生活アンケート(いじめ)
11	児童の意識調査(6)	11月初め	生活アンケート(いじめ)
	教育相談強化月間	11～12月	児童との二者面談
12	児童の意識調査(7)	12月初め	生活アンケート(いじめ)
	保護者・児童の意識調査	12月初旬	アンケート(学校生活)
1	児童の意識調査(8)	1月初め	生活アンケート(いじめ)
2	児童の意識調査(9)	2月初め	生活アンケート(いじめ)
3	児童の意識調査(10)	3月初め	生活アンケート(いじめ)

※上記以外にも、個別面談が必要だと判断した場合は、実施する。

7 その他

「いじめ防止基本方針」を毎年見直し、その計画に従って、学校、保護者、地域が一体となっていじめ撲滅に取り組む。